

2020年2月7日

各位

大和証券投資信託委託株式会社

「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」の信託約款変更のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、「ダイワファンドラップ セレクト・シリーズ」のうち、下記のファンドにつきまして、運用成績の向上をめざし、2020年3月11日付で信託約款の変更を行ないますので、お知らせ申し上げます。

この信託約款変更にあたりましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定に従い、2019年12月18日現在の受益者の皆様を対象に、その賛否についての議決権の行使を受け付け、2020年2月6日付で書面決議を行ないました。その結果、各ファンドとも、賛成された方（議決権を行使されなかった方を含みます。）の保有する受益権の合計口数が受益権総口数の3分の2以上となりましたので、信託約款変更の実施を決定いたしました。

投資信託の運用につきましては、今後とも投資家の方々のご期待に添えますよう万全を期して努力してまいり所存でございますので、より一層のご愛顧を賜りますよう何卒よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

1. 変更対象ファンド

- ダイワファンドラップ 日本債券セレクト
- ダイワファンドラップ J-REIT セレクト
- ダイワファンドラップ 外国 REIT セレクト
- ダイワファンドラップ コモディティセレクト
- ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

2. 信託約款変更の内容

※ 信託約款の新旧対照表は別紙をご覧ください。

(1) ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：わが国の債券を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。
変更後：円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。
- ② 購入価額および換金価額を、「申込受付日の翌営業日の基準価額」から「申込受付日の翌々営業日の基準価額」に変更します。
- ③ 換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「5営業日目」から「6営業日目」に変更します。
- ④ 新たに申込受付中止日を設け、ニューヨークおよびロンドンの銀行休業日等の受付を中止します。

(2) ダイワファンドラップ J-REITセレクト

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンドの受益証券に投資します。
変更後：わが国のリートを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。
- ② 運用管理費用（信託報酬）の料率（税抜き）を、年率0.64%から年率0.34%に変更します。なお、実質的に負担する運用管理費用として、投資対象とする投資信託証券の運用管理費用が加わります。
- ③ 購入価額および換金価額を、「申込受付日の基準価額」から「申込受付日の翌営業日の基準価額」に変更します。
- ④ 換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「4営業日目」から「5営業日目」に変更します。

(3) ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：ダイワ海外REIT・マザーファンドの受益証券に投資します。
変更後：海外のリートを実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資します。
- ② 運用管理費用（信託報酬）の料率（税抜き）を、年率0.89%から年率0.34%に変更します。なお、実質的に負担する運用管理費用として、投資対象とする投資信託証券の運用管理費用が加わります。
- ③ 購入価額および換金価額を、「申込受付日の翌営業日の基準価額」から「申込受付日の翌々営業日の基準価額」に変更します。
- ④ 換金代金の支払開始日を、申込受付日から起算して、「5営業日目」から「6営業日目」に変更します。
- ⑤ 申込受付中止日に、「一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日」を追加します。

(4) ダイワファンドラップ コモディティセレクト

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：ダイワ“RICI”ファンドおよびダイワ・マネー・マザーファンドの受益証券に投資します。
変更後：コモディティ（商品）に関連する複数の投資信託証券に投資します。
- ② 申込受付中止日に、「一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日」を追加します。

(5) ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

- ① 以下の通り、運用方法を変更します。
現 行：絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長をめざして運用を行ないます。
変更後：オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得をめざして運用を行ないます。
- ② 申込受付中止日に、「一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日」を追加します。

以上

信託約款新旧対照表

(1) ダイワファンドラップ 日本債券セレクト

変更後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>円建ての債券（外貨建ての債券に為替ヘッジを行なう場合を含みます。）</u>を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>③ <u>第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</u></p> <p>1. <u>別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日</u></p> <p>2. <u>第36条第2項第2号に定める日</u></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)等における取引の停止、<u>外国為替取引の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>6営業日目</u>から受益者に支払います。</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、<u>わが国の債券</u>を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざして運用を行ないます。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。</p> <p>(新 設)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 前各項の規定にかかわらず、委託者は、金融商品取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいい、単に「取引所」ということがあります。)等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得申込の受付を中止することができます。</p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第33条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から受益者に支払います。</p>

変 更 後	現 行
<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第36条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。<u>ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。</u>(略)</p> <p>1. <u>別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日</u></p> <p>2. <u>前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日</u></p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、<u>外国為替取引の停止</u>その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>I 別に定める銀行休業日</u></p> <p><u>約款第12条および第36条の「別に定める銀行休業日」とは、次のものをいいます。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>ニューヨークの銀行休業日</u> <u>ロンドンの銀行休業日</u></p> <p style="text-align: center;"><u>II 別に定める投資信託証券</u></p> <p>約款第 16 条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託(りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ(適格機関投資家専用)) <u>追加型証券投資信託(デンマーク・カバード債ファンド(FOFs用)(為替ヘッジあり/適格機関投資家専用))</u></p>	<p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第36条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。(略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができます。</p> <p>⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p> <p style="text-align: center;"><u>I 別に定める投資信託証券</u></p> <p>約款第 16 条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</p> <p>(略)</p> <p>追加型証券投資信託(りそな日本債券ファンド・コア・アクティブ(適格機関投資家専用)) <u>(新 設)</u></p>

(2) ダイワファンドラップ J-REITセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 別に定める<u>投資信託証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① 主として、わが国のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を<u>実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</u> ※ <u>短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。</u></p> <p>② <u>投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株)大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券の組入比率は、通常の状態</u>で<u>高位に維持すること</u>を基本とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>投資制限</u> <u>(削 除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>投資信託証券への投資制限</u> <u>投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>ダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド</u>（以下「マザーファンド」といいます。）の<u>受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券を通じて、わが国の取引所上場（上場予定を含みます。以下同じ。）の不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、配当等収益の確保と信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ないます。</u></p> <p>② <u>上場不動産投資信託証券への投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</u> イ. <u>個別銘柄の投資価値を分析して、銘柄ごとの配当利回り、期待される成長性、相対的な割安度などを勘案し投資銘柄を選定します。</u> ロ. <u>個別銘柄の組入不動産の種類等を考慮します。</u></p> <p>③ <u>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態</u>で<u>信託財産の純資産総額の90%程度以上とすること</u>を基本とします。</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) <u>投資制限</u></p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資制限</u> <u>マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>投資信託証券への投資制限</u> <u>マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への実質投資割合には、制限を設けません。</u></p> <p>④ <u>同一銘柄の投資信託証券への投資制限</u> <u>マザーファンドを通じて行なう同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の基準価額に、指定販売会社が別に定め</p>

変更後	現行
<p>が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。（略）</p> <p>④～⑤ （略）</p>	<p>る手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。（略）</p> <p>④～⑤ （略）</p>
<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>（略）</p>	<p>（有価証券および金融商品の指図範囲等）</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワJ-REITアクティブ・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券、</u>ならびに次に掲げる有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。</p> <p>（略）</p>
<p>②～③ （略）</p>	<p>②～③ （略）</p>
<p>第19条 （削 除）</p>	<p><u>（同一銘柄の投資信託証券への投資制限）</u></p>
	<p>第19条 委託者は、マザーファンドの信託財産に属する同一銘柄の不動産投資信託の受益証券または同一銘柄の不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額が、信託財産の純資産総額の100分の30を超えることとなる投資の指図をしません。</p> <p>② 前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該不動産投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。</p>
<p>（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）</p> <p>第23条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>	<p>（一部解約の請求および有価証券売却等の指図）</p> <p>第23条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>
<p>（信託報酬等の額および支弁の方法）</p> <p>第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の34の率</u>を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ （略）</p>	<p>（信託報酬等の額および支弁の方法）</p> <p>第31条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第28条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に<u>年10,000分の64の率</u>を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ （略）</p>
<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第33条 （略）</p>	<p>（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）</p> <p>第33条 （略）</p>

変更後	現行
<p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第36条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌営業日</u>の基準価額とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>I 別に定める投資信託証券</u></p> <p><u>約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</u></p> <p><u>追加型証券投資信託(ダイワ・J-REIT ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))</u></p> <p><u>追加型証券投資信託(SMDAM・Jリート・アクティブ・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))</u></p>	<p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>4営業日目</u>から受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第36条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

(3) ダイワファンドラップ 外国REITセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 別に定める<u>投資信託証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、海外のリート（不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券をいいます。）を実質的な投資対象とする複数の投資信託証券に投資し、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。</u> <u>※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。</u></p> <p>② <u>投資信託証券の選定、組入比率の決定は、(株)大和ファンド・コンサルティングの助言に基づきこれを行ないます。</u></p> <p><u>(削 除)</u></p> <p>③ <u>投資信託証券の組入比率は、通常の状態</u>で<u>高位に維持することを基本とします。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 投資制限 <u>(削 除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② <u>投資信託証券への投資制限</u> 投資信託証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>③ <u>外貨建資産への投資制限</u> 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>ダイワ海外REIT・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券</u>を主要投資対象とします。</p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券を通じて、海外の取引所上場（上場予定を含みます。）および店頭登録（登録予定を含みます。）の不動産投資信託の受益証券または不動産投資法人の投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を主要投資対象とし、信託財産の中長期的な成長と配当等収益の確保をめざして分散投資を行ないます。</u></p> <p>② <u>投資にあたっては、以下の方針に従って行なうことを基本とします。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>S&P先進国REIT指数（除く日本、円換算）をベンチマークとし、中長期的に同指数を上回る投資成果をめざします。</u> ・ <u>個別銘柄ごとに、相対的な割安度、期待される成長性、配当利回りなどを勘案しポートフォリオを構築します。</u> <p>③ <u>保有実質外貨建資産の運用にあたっては、コーヘン&スティアーズ・キャピタル・マネジメント・インクに運用の指図にかかる権限を委託します。</u></p> <p>④ <u>マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態</u>で<u>信託財産の純資産総額の90%程度以上とすることを基本とします。</u></p> <p>⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資制限</u> マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。</p> <p>② (略)</p> <p>③ <u>投資信託証券への投資制限</u> マザーファンドを通じて行なう投資信託証券への<u>実質投資割合</u>には、制限を設けません。</p> <p>④ <u>外貨建資産への投資制限</u> 外貨建資産への<u>実質投資割合</u>には、制限を設けません。</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p>

変更後	現行
<p>③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</p> <p>1. <u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u></p> <p>2. <u>第38条第2項第2号に定める日</u></p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌々営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>	<p>③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</p> <p>④ 第1項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税(以下「消費税等」といいます。)に相当する金額を加算した価額とします。(略)</p> <p>⑤～⑥ (略)</p>
<p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、別に定める投資信託証券ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> <p>(略)</p> <p>②～③ (略)</p>	<p>(有価証券および金融商品の指図範囲等)</p> <p>第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ海外REIT・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)</u>の受益証券、ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> <p>(略)</p> <p>②～③ (略)</p>
<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>	<p>(外国為替予約取引の指図)</p> <p>第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p>
<p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第25条 委託者は、信託財産に属する証券投資信託の受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>	<p>(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)</p> <p>第25条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。</p>
<p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の34の率を乗じて得た額とし、委託者と受託</p>	<p>(信託報酬等の額および支弁の方法)</p> <p>第33条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第30条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の89の率を乗じて得た額とし、委託者と受託</p>

変 更 後	現 行
<p>者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>6営業日目</u>から受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、<u>次の各号に掲げる日</u>を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。(略)</p> <p>1. <u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u></p> <p>2. <u>前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日</u></p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌々営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;"><u>II 別に定める投資信託証券</u></p> <p><u>約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</u></p> <p><u>追加型証券投資信託(ダイワ・グローバル REIT ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))</u></p> <p><u>上場投資信託証券(グローバル・X・スーパーデイベンデント®・REIT・ETF(米国籍、米ドル建))</u></p>	<p>者との間の配分は別に定めます。</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ <u>委託者は、この信託において主要投資対象とするマザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を支払うものとし、その額は当該マザーファンドの日々の純資産総額に年10,000分の57以内の率を乗じて得た額とします。報酬の支払いは、毎年3月15日および9月15日または信託終了のときに行なうものとします。</u></p> <p>(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)</p> <p>第35条 (略)</p> <p>②～③ (略)</p> <p>④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、<u>5営業日目</u>から受益者に支払います。</p> <p>⑤～⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約)</p> <p>第38条 (略)</p> <p>② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、<u>別に定める取引所のいずれかの休業日と同じ日付の日</u>を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。(略)</p> <p>③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の<u>翌営業日の基準価額</u>とします。</p> <p>④～⑥ (略)</p>
	<p style="text-align: center;"><u>(新 設)</u></p>

(4) ダイワファンドラップ コモディティセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>別に定める投資信託証券を主要投資対象と</u> <u>します。</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>主として、コモディティ（商品）に関連</u> <u>する複数の投資信託証券に投資し、世界の</u> <u>コモディティ価格の中長期的な上昇を享</u> <u>受することをめざして運用を行ないます。</u> <u>※ 短期の円建債券を実質的な投資対象と</u> <u>する投資信託証券に投資する場合があります。</u></p> <p>② <u>投資信託証券の選定、組入比率の決定</u> <u>は、(株)大和ファンド・コンサルティングの助言に</u> <u>基づきこれを行ないます。</u></p> <p>③ <u>投資信託証券の組入比率は、通常の状態</u> <u>で高位に維持することを基本とします。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ (略)</p> <p>(3) 投資制限 <u>(削 除)</u></p> <p>① (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社 は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日 とする受益権の取得申込の受付を行ないま せん。</p> <p>1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>2. 運用方法</p> <p>(1) 投資対象 <u>下記の1.に掲げる親投資信託（以下「マザ</u> <u>ーファンド」といいます。）の受益証券および</u> <u>下記の2.に掲げる外国投資信託の受益証券を</u> <u>主要投資対象とします。</u></p> <p>1. <u>ダイワ・マネー・マザーファンドの受益</u> <u>証券</u></p> <p>2. <u>ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ</u> <u>“RICI”ファンド」の受益証券（米ドル建）</u></p> <p>(2) 投資態度</p> <p>① <u>投資するファンドを通じて、世界のコモ</u> <u>ディティ（商品）価格の中長期的な上昇を</u> <u>享受することをめざして運用を行ないま</u> <u>す。</u></p> <p><u>(新 設)</u></p> <p>② <u>当ファンドは、「ダイワ“RICI”ファン</u> <u>ド」と「マネー・マザーファンド」を投資</u> <u>対象ファンドとするファンド・オブ・ファン</u> <u>ズです。当ファンドは、これらの投資対</u> <u>象ファンドを通じて実質的な運用を行な</u> <u>います。これらの投資対象ファンドへの投</u> <u>資にあたっては、通常の状態で「ダイワ</u> <u>“RICI”ファンド」への投資割合を高位（信</u> <u>託財産の純資産総額の90%程度以上）とす</u> <u>ることを基本とします。</u></p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(3) 投資制限</p> <p>① <u>マザーファンドの受益証券への投資制</u> <u>限</u> <u>マザーファンドの受益証券への投資割</u> <u>合には、制限を設けません。</u></p> <p>② (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>④ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>② (略)</p> <p>③ 第1項の規定にかかわらず、指定販売会社 は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日 とする受益権の取得申込の受付を行ないま せん。</p> <p>1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同</p>

変更後	現行
<p>じ日付の日 2. 毎年12月24日 3. <u>第38条第2項第3号に定める日</u> ④～⑥ (略)</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>別に定める投資信託証券</u>ならびに次に掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>1. (略) 2. (略) 3. (略) 4. (略) ②～③ (略)</p> <p>(外国為替予約取引の指図) 第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略) ② (略)ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。(略) 1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日 2. 毎年12月24日 3. <u>前各号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日</u> ③～⑥ (略)</p> <p><u>II 別に定める投資信託証券</u></p>	<p>じ日付の日 2. 毎年12月24日 ④～⑥ (略)</p> <p>(有価証券および金融商品の指図範囲等) 第16条 委託者は、信託金を、主として、<u>大和証券投資信託委託株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結されたダイワ・マネー・マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)</u>の受益証券、次の第1号に掲げる外国投資信託の受益証券、ならびに次の第2号から第5号までに掲げる有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。</p> <p>1. <u>ケイマン籍の外国投資信託「ダイワ“RICI”ファンド」の受益証券(米ドル建)</u> 2. (略) 3. (略) 4. (略) 5. (略) ②～③ (略)</p> <p>(外国為替予約取引の指図) 第21条 委託者は、信託財産に属する外貨建資産とマザーファンドの信託財産に属する外貨建資産のうち信託財産に属するとみなした額(信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める外貨建資産の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。)との合計額について、当該外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。</p> <p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略) ② (略)ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。(略) 1. 別に定める銀行休業日のいずれかと同じ日付の日 2. 毎年12月24日 ③～⑥ (略)</p> <p><u>(新設)</u></p>

変更後	現行
<p><u>約款第16条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</u></p> <p><u>追加型証券投資信託(ゴールド・ファンド(FOFs用)(適格機関投資家専用))</u></p> <p><u>外国投資信託(ダイワ“RICI”ファンド(ケイマン籍、米ドル建))</u></p> <p><u>親投資信託(ダイワ・マネー・マザーファンド)</u></p>	

(5) ダイワファンドラップ ヘッジファンドセレクト

変 更 後	現 行
<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>絶対収益の獲得</u>をめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、<u>オルタナティブ戦略・資産で運用を行なう複数の投資信託証券に投資し、絶対収益の獲得</u>をめざして運用を行ないます。 <u>※ 短期の円建債券を実質的な投資対象とする投資信託証券に投資する場合があります。</u> ②～⑤ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略) ② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 ③ <u>第1項の規定にかかわらず、指定販売会社は、第38条第2項ただし書きに定める日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。</u> ④ (略) ⑤ (略) ⑥ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略) ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。<u>ただし、委託者は、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行ないません。</u> (略) ③～⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;">I 別に定める投資信託証券</p> <p>約款第 16 条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</p> <p>(略)</p>	<p>運用の基本方針</p> <p>1. 基本方針 この投資信託は、<u>信託財産の成長</u>をめざして運用を行ないます。</p> <p>2. 運用方法 (2) 投資態度 ① 主として、<u>絶対収益の獲得をめざす複数の投資信託証券に投資し、信託財産の成長</u>をめざして運用を行ないます。 ②～⑤ (略)</p> <p>(受益権の申込単位および価額) 第12条 (略) ② (略) なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金(第3項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。)の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。 (新 設) ③ (略) ④ (略) ⑤ (略)</p> <p>(信託契約の一部解約) 第38条 (略) ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。(略) ③～⑥ (略)</p> <p style="text-align: center;">I 別に定める投資信託証券</p> <p>約款第 16 条および「運用の基本方針」の「別に定める投資信託証券」とは、次の投資信託証券(振替受益権および振替投資口を含みます。)をいいます。</p> <p>(略)</p>

変 更 後	現 行
追加型証券投資信託（ニッセイ・グローバル・ボ ンド・オポチュニティ（FOF s 用）（適格機関投資 家専用） <u>（削 除）</u>	追加型証券投資信託（ニッセイ・グローバル・ボ ンド・オポチュニティ（FOF s 用）（適格機関投資 家専用） <u>追加型証券投資信託（SMAM・国内株式ロング ショートVファンド（FOFs 用）（適格機関投資家 限定）</u>
追加型証券投資信託（グローバル・ボンドアルフ ァ戦略ファンド（FOF s 用）（適格機関投資家 専用） <u>追加型証券投資信託（M&Aアービトラージ戦略 ファンド（FOF s 用）（適格機関投資家専用）</u>	追加型証券投資信託（グローバル・ボンドアルフ ァ戦略ファンド（FOF s 用）（適格機関投資家 専用） <u>（新 設）</u>
外国投資信託（ブルーベイ・グローバル・ソブリ ン・オポチュニティーズ（ケイマン籍、円建） （略）	外国投資信託（ブルーベイ・グローバル・ソブリ ン・オポチュニティーズ（ケイマン籍、円建） （略）